

福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:令和元年5月31日)

(追記日:令和 年 月 日)
福岡都市圏南部環境事業組合

1 処分した廃棄物 (平成31年4月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	120 台
重量	1,139.31 t

2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定結果					測定結果の得られた年月日	測定頻度
		採取場所			地下水等適合基準			
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値		
1 塩化物イオン	平成31年4月16日	56	21	6.7	-	0.1	平成31年4月24日	月1回
2 アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回
3 総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	"
4 カドミウム	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.0003	-	"
5 鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
6 六価クロム	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
7 砒素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
8 全シアン	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	"
11 テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
13 四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.01	-	"
16 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
20 チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
21 シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
23 ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.002	-	"
24 セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
25 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
26 クロロエチレン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
措置の必要性	なし							

3 放流水の水質

浸出水処理設備

・採取場所 総合放流槽

・放流先 大野城市公共下水道

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採水年月日	測定値	下水排水基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			基準値	定量下限値		
			1 カドミウム及びその化合物	-		
2 シアン化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	"
3 有機燐化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	"
4 鉛及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
5 六価クロム化合物	-	-	0.5mg/L以下	-	-	"
6 砒素及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	-	0.005mg/L以下	-	-	"
8 アルキル水銀化合物	-	-	検出されないこと	-	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	0.003mg/L以下	-	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	0.3mg/L以下	-	-	"
11 テトラクロロエチレン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	0.2mg/L以下	-	-	"
13 四塩化炭素	-	-	0.02mg/L以下	-	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	0.04mg/L以下	-	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	1mg/L以下	-	-	"
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	0.4mg/L以下	-	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	3mg/L以下	-	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	0.06mg/L以下	-	-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	0.02mg/L以下	-	-	"
20 チウラム	-	-	0.06mg/L以下	-	-	"
21 シマジン	-	-	0.03mg/L以下	-	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	0.2mg/L以下	-	-	"
23 ベンゼン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
24 セレン及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
25 ほう素及びその化合物	-	-	10mg/L以下	-	-	"
26 ふっ素及びその化合物	-	-	8mg/L以下	-	-	"
27 1,4-ジオキサン	-	-	0.5mg/L以下	-	-	"
28 フェノール類	-	-	5mg/L以下	-	-	"
29 銅及びその化合物	-	-	3mg/L以下	-	-	"
30 亜鉛及びその化合物	-	-	2mg/L以下	-	-	"
31 鉄及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	"
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	"
33 クロム及びその化合物(溶解性)	-	-	2mg/L以下	-	-	"
34 水素イオン濃度	平成31年4月10日	7.2	5以上9以下	-	平成31年4月19日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	平成31年4月10日	1.6	5日間の600mg/L未満	0.5	平成31年4月19日	"
36 浮遊物質(SS)	平成31年4月10日	定量下限値未満	600mg/L未満	1	平成31年4月19日	"
37 ノルマルヘキササン抽出物質含有量 (鉱油類)	-	-	5mg/L以下	-	-	年1回
38 ノルマルヘキササン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	-	-	60mg/L以下	-	-	"
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

4 施設の点検

項目	点検日	点検箇所	異常の有無
擁壁等	平成31年4月25日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	平成31年4月25日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	平成31年4月25日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	平成31年4月25日	浸出水調整槽	無
	平成31年4月25日	処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

5 ダイオキシン類の測定

項目	採取年月日	測定結果			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		最終処分場					
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)		水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度	
ダイオキシン類濃度	—	—		10pg-TEQ/L以下	—	年1回	
措置の必要性	—						

6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回

福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日: 令和元年6月30日)

(追記日: 令和 年 月 日)
福岡都市圏南部環境事業組合

1 処分した廃棄物 (令和元年5月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	165 台
重量	1,574.02 t

2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定結果			地下水等適合基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
		採取場所			基準値	定量下限値		
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)				
1 塩化物イオン	令和元年5月14日	62	21	4.3	-	0.1	令和元年5月21日	月1回
2 アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回
3 総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	"
4 カドミウム	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.0003	-	"
5 鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
6 六価クロム	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
7 砒素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
8 全シアン	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	"
11 テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
13 四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.01	-	"
16 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
20 チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
21 シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
23 ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.002	-	"
24 セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
25 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
26 クロロエチレン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
措置の必要性	なし							

3 放流水の水質

浸出水処理設備

・採取場所 総合放流槽

・放流先 大野城市公共下水道

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採水年月日	測定値	下水排水基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			基準値	定量下限値		
			1 カドミウム及びその化合物	-		
2 シアン化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	"
3 有機燐化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	"
4 鉛及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
5 六価クロム化合物	-	-	0.5mg/L以下	-	-	"
6 砒素及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	-	0.005mg/L以下	-	-	"
8 アルキル水銀化合物	-	-	検出されないこと	-	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	0.003mg/L以下	-	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	0.3mg/L以下	-	-	"
11 テトラクロロエチレン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	0.2mg/L以下	-	-	"
13 四塩化炭素	-	-	0.02mg/L以下	-	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	0.04mg/L以下	-	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	1mg/L以下	-	-	"
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	0.4mg/L以下	-	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	3mg/L以下	-	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	0.06mg/L以下	-	-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	0.02mg/L以下	-	-	"
20 チウラム	-	-	0.06mg/L以下	-	-	"
21 シマジン	-	-	0.03mg/L以下	-	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	0.2mg/L以下	-	-	"
23 ベンゼン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
24 セレン及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
25 ほう素及びその化合物	-	-	10mg/L以下	-	-	"
26 ふっ素及びその化合物	-	-	8mg/L以下	-	-	"
27 1,4-ジオキサン	-	-	0.5mg/L以下	-	-	"
28 フェノール類	-	-	5mg/L以下	-	-	"
29 銅及びその化合物	-	-	3mg/L以下	-	-	"
30 亜鉛及びその化合物	-	-	2mg/L以下	-	-	"
31 鉄及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	"
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	"
33 クロム及びその化合物(溶解性)	-	-	2mg/L以下	-	-	"
34 水素イオン濃度	令和元年5月9日	7.5	5以上9以下	-	令和元年5月21日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	令和元年5月9日	0.7	5日間の600mg/L未満	0.5	令和元年5月21日	"
36 浮遊物質(SS)	令和元年5月9日	定量下限値未満	600mg/L未満	1	令和元年5月21日	"
37 ノルマルヘキササン抽出物質含有量 (鉱油類)	-	-	5mg/L以下	-	-	年1回
38 ノルマルヘキササン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	-	-	60mg/L以下	-	-	"
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

4 施設の点検

項目	点検日	点検箇所	異常の有無
擁壁等	令和元年5月23日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	令和元年5月23日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	令和元年5月23日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	令和元年5月23日	浸出水調整槽	無
	令和元年5月23日	処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

5 ダイオキシン類の測定

項目	採取年月日	測定結果			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		最終処分場 上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)		水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度	
ダイオキシン類濃度	—	—		10pg-TEQ/L以下	—	年1回	
措置の必要性	—						

6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回

福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日: 令和元年7月31日)

(追記日: 令和 年 月 日)
福岡都市圏南部環境事業組合

1 処分した廃棄物 (令和元年6月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	93 台
重量	888.53 t

2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定結果					測定結果の得られた年月日	測定頻度
		採取場所			地下水等適合基準			
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値		
1 塩化物イオン	令和元年6月12日	62	22	7.2	-	0.1	令和元年6月25日	月1回
2 アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回
3 総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	"
4 カドミウム	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.0003	-	"
5 鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
6 六価クロム	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
7 砒素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
8 全シアン	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	"
11 テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
13 四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.01	-	"
16 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
20 チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
21 シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
23 ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.002	-	"
24 セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
25 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
26 クロロエチレン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
措置の必要性	なし							

3 放流水の水質

浸出水処理設備

・採取場所 総合放流槽

・放流先 大野城市公共下水道

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採水年月日	測定値	下水排水基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			基準値	定量下限値		
			1 カドミウム及びその化合物	-		
2 シアン化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	"
3 有機燐化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	"
4 鉛及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
5 六価クロム化合物	-	-	0.5mg/L以下	-	-	"
6 砒素及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	-	0.005mg/L以下	-	-	"
8 アルキル水銀化合物	-	-	検出されないこと	-	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	0.003mg/L以下	-	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	0.3mg/L以下	-	-	"
11 テトラクロロエチレン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	0.2mg/L以下	-	-	"
13 四塩化炭素	-	-	0.02mg/L以下	-	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	0.04mg/L以下	-	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	1mg/L以下	-	-	"
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	0.4mg/L以下	-	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	3mg/L以下	-	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	0.06mg/L以下	-	-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	0.02mg/L以下	-	-	"
20 チウラム	-	-	0.06mg/L以下	-	-	"
21 シマジン	-	-	0.03mg/L以下	-	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	0.2mg/L以下	-	-	"
23 ベンゼン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
24 セレン及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
25 ほう素及びその化合物	-	-	10mg/L以下	-	-	"
26 ふっ素及びその化合物	-	-	8mg/L以下	-	-	"
27 1,4-ジオキサン	-	-	0.5mg/L以下	-	-	"
28 フェノール類	-	-	5mg/L以下	-	-	"
29 銅及びその化合物	-	-	3mg/L以下	-	-	"
30 亜鉛及びその化合物	-	-	2mg/L以下	-	-	"
31 鉄及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	"
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	"
33 クロム及びその化合物(溶解性)	-	-	2mg/L以下	-	-	"
34 水素イオン濃度	令和元年6月13日	7.0	5以上9以下	-	令和元年6月21日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	令和元年6月13日	1.1	5日間の600mg/L未満	0.5	令和元年6月21日	"
36 浮遊物質(SS)	令和元年6月13日	定量下限値未満	600mg/L未満	1	令和元年6月21日	"
37 ノルマルヘキササン抽出物質含有量 (鉱油類)	-	-	5mg/L以下	-	-	年1回
38 ノルマルヘキササン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	-	-	60mg/L以下	-	-	"
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

4 施設の点検

項目	点検日	点検箇所	異常の有無
擁壁等	令和元年6月26日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	令和元年6月26日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	令和元年6月26日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	令和元年6月26日	浸出水調整槽	無
	令和元年6月26日	処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

5 ダイオキシン類の測定

項目	採取年月日	測定結果			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		最終処分場					
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)		水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度	
ダイオキシン類濃度	—	—		10pg-TEQ/L以下	—	年1回	
措置の必要性	—						

6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回

福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:令和元年8月31日)

(追記日:令和 年 月 日)
福岡都市圏南部環境事業組合

1 処分した廃棄物 (令和元年7月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	121 台
重量	1,154.09 t

2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定結果					測定結果の得られた年月日	測定頻度
		採取場所			地下水等適合基準			
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値		
1 塩化物イオン	令和元年7月24日	57	21	7.6	-	0.1	月1回	
2 アルキル水銀		不検出	不検出	不検出	検出されないこと	0.0005	年1回	
3 総水銀		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005mg/L以下	0.0005	"	
4 カドミウム		0.003	0.0003未満	0.0003未満	0.01mg/L以下	0.0003	"	
5 鉛		0.001	0.001	0.001未満	0.01mg/L以下	0.001	"	
6 六価クロム		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05mg/L以下	0.005	"	
7 砒素		0.003	0.004	0.001未満	0.01mg/L以下	0.001	"	
8 シアン		不検出	不検出	不検出	検出されないこと	0.1	"	
9 ポリ塩化ビフェニル		不検出	不検出	不検出	検出されないこと	0.0005	"	
10 トリクロロエチレン		0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.03mg/L以下	0.003	"	
11 テトラクロロエチレン		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01mg/L以下	0.001	"	
12 ジクロロメタン		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02mg/L以下	0.002	"	
13 四塩化炭素		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002mg/L以下	0.0002	"	
14 1,2-ジクロロエタン		0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.004mg/L以下	0.0004	"	
15 1,1-ジクロロエチレン		0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.02mg/L以下	0.01	"	
16 1,2-ジクロロエチレン		0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04mg/L以下	0.004	"	
17 1,1,1-トリクロロエタン		0.1未満	0.1未満	0.1未満	1mg/L以下	0.1	"	
18 1,1,2-トリクロロエタン		0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.006mg/L以下	0.0006	"	
19 1,3-ジクロロプロペン		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002mg/L以下	0.0002	"	
20 チウラム		0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.006mg/L以下	0.0006	"	
21 シマジン		0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003mg/L以下	0.0003	"	
22 チオベンカルブ		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02mg/L以下	0.002	"	
23 ベンゼン		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01mg/L以下	0.001	"	
24 セレン		0.001	0.001未満	0.001未満	0.01mg/L以下	0.001	"	
25 1,4-ジオキサン		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05mg/L以下	0.005	"	
26 クロロエチレン		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002mg/L以下	0.0002	"	
措置の必要性	なし					令和元年8月12日	"	

3 放流水の水質

浸出水処理設備

・採取場所 総合放流槽

・放流先 大野城市公共下水道

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採水年月日	測定値	下水排水基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			基準値	定量下限値		
1 カドミウム及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	年1回
2 シアン化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	"
3 有機燐化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	"
4 鉛及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
5 六価クロム化合物	-	-	0.5mg/L以下	-	-	"
6 砒素及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	-	0.005mg/L以下	-	-	"
8 アルキル水銀化合物	-	-	検出されないこと	-	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	0.003mg/L以下	-	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	0.3mg/L以下	-	-	"
11 テトラクロロエチレン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	0.2mg/L以下	-	-	"
13 四塩化炭素	-	-	0.02mg/L以下	-	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	0.04mg/L以下	-	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	1mg/L以下	-	-	"
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	0.4mg/L以下	-	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	3mg/L以下	-	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	0.06mg/L以下	-	-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	0.02mg/L以下	-	-	"
20 チウラム	-	-	0.06mg/L以下	-	-	"
21 シマジン	-	-	0.03mg/L以下	-	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	0.2mg/L以下	-	-	"
23 ベンゼン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
24 セレン及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
25 ほう素及びその化合物	-	-	10mg/L以下	-	-	"
26 ふっ素及びその化合物	-	-	8mg/L以下	-	-	"
27 1,4-ジオキサン	-	-	0.5mg/L以下	-	-	"
28 フェノール類	-	-	5mg/L以下	-	-	"
29 銅及びその化合物	-	-	3mg/L以下	-	-	"
30 亜鉛及びその化合物	-	-	2mg/L以下	-	-	"
31 鉄及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	"
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	"
33 クロム及びその化合物(溶解性)	-	-	2mg/L以下	-	-	"
34 水素イオン濃度	令和元年7月11日	6.9	5以上9以下	-	令和元年7月23日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	令和元年7月11日	0.5	5日間の600mg/L未満	0.5	令和元年7月23日	"
36 浮遊物質(SS)	令和元年7月11日	定量下限値未満	600mg/L未満	1	令和元年7月23日	"
37 ノルマルヘキササン抽出物質含有量 (鉱油類)	-	-	5mg/L以下	-	-	年1回
38 ノルマルヘキササン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	-	-	60mg/L以下	-	-	"
措置の必要性	なし					"

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

4 施設の点検

項目	点検日	点検箇所	異常の有無
擁壁等	令和元年7月26日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	令和元年7月26日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	令和元年7月26日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	令和元年7月26日	浸出水調整槽	無
	令和元年7月26日	処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

5 ダイオキシン類の測定

項目	採取年月日	測定結果			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		最終処分場 上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	令和元年7月24日	0.0031	0.045	0.00019	1pg-TEQ/L以下	令和元年9月2日	年1回
措置の必要性	-						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)		水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度	
ダイオキシン類濃度	-	-		10pg-TEQ/L以下	-	年1回	
措置の必要性	-						

6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	-	-	年1回

福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日: 令和元年9月30日)

(追記日: 令和 年 月 日)
福岡都市圏南部環境事業組合

1 処分した廃棄物 (令和元年8月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	99 台
重量	942.62 t

2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定結果					測定結果の得られた年月日	測定頻度
		採取場所			地下水等適合基準			
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値		
1 塩化物イオン	令和元年8月20日	57	24	9.6	-	0.1	令和元年9月2日	月1回
2 アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回
3 総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	"
4 カドミウム	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.0003	-	"
5 鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
6 六価クロム	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
7 砒素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
8 全シアン	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	"
11 テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
13 四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.01	-	"
16 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
20 チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
21 シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
23 ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.002	-	"
24 セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
25 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
26 クロロエチレン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
措置の必要性	なし							

3 放流水の水質

浸出水処理設備

・採取場所 総合放流槽

・放流先 大野城市公共下水道

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採水年月日	測定値	下水排水基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			基準値	定量下限値		
			1 カドミウム及びその化合物	-		
2 シアン化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	"
3 有機燐化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	"
4 鉛及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
5 六価クロム化合物	-	-	0.5mg/L以下	-	-	"
6 砒素及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	-	0.005mg/L以下	-	-	"
8 アルキル水銀化合物	-	-	検出されないこと	-	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	0.003mg/L以下	-	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	0.3mg/L以下	-	-	"
11 テトラクロロエチレン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	0.2mg/L以下	-	-	"
13 四塩化炭素	-	-	0.02mg/L以下	-	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	0.04mg/L以下	-	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	1mg/L以下	-	-	"
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	0.4mg/L以下	-	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	3mg/L以下	-	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	0.06mg/L以下	-	-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	0.02mg/L以下	-	-	"
20 チウラム	-	-	0.06mg/L以下	-	-	"
21 シマジン	-	-	0.03mg/L以下	-	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	0.2mg/L以下	-	-	"
23 ベンゼン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
24 セレン及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
25 ほう素及びその化合物	-	-	10mg/L以下	-	-	"
26 ふっ素及びその化合物	-	-	8mg/L以下	-	-	"
27 1,4-ジオキサン	-	-	0.5mg/L以下	-	-	"
28 フェノール類	-	-	5mg/L以下	-	-	"
29 銅及びその化合物	-	-	3mg/L以下	-	-	"
30 亜鉛及びその化合物	-	-	2mg/L以下	-	-	"
31 鉄及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	"
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	"
33 クロム及びその化合物(溶解性)	-	-	2mg/L以下	-	-	"
34 水素イオン濃度	令和元年8月5日	7.4	5以上9以下	-	令和元年8月30日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	令和元年8月5日	11.4	5日間の600mg/L未満	0.5	令和元年8月30日	"
36 浮遊物質(SS)	令和元年8月5日	定量下限値未満	600mg/L未満	1	令和元年8月30日	"
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	-	-	5mg/L以下	-	-	年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	-	-	60mg/L以下	-	-	"
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

4 施設の点検

項目	点検日	点検箇所	異常の有無
擁壁等	令和元年8月29日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	令和元年8月29日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	令和元年8月29日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	令和元年8月29日	浸出水調整槽	無
	令和元年8月29日	処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

5 ダイオキシン類の測定

項目	採取年月日	測定結果			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		最終処分場 上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)		水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度	
ダイオキシン類濃度	—	—		10pg-TEQ/L以下	—	年1回	
措置の必要性	—						

6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回

福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:令和元年10月31日)

(追記日:令和 年 月 日)
福岡都市圏南部環境事業組合

1 処分した廃棄物 (令和元年9月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	118 台
重量	1,117.17 t

2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定結果					測定結果の得られた年月日	測定頻度
		採取場所			地下水等適合基準			
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値		
1 塩化物イオン	令和元年9月10日	63	5.8	7	-	0.1	令和元年9月24日	月1回
2 アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回
3 総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	"
4 カドミウム	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.0003	-	"
5 鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
6 六価クロム	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
7 砒素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
8 全シアン	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	"
11 テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
13 四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.01	-	"
16 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
20 チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
21 シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
23 ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.002	-	"
24 セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
25 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
26 クロロエチレン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
措置の必要性	なし							

3 放流水の水質

浸出水処理設備

・採取場所 総合放流槽

・放流先 大野城市公共下水道

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採水年月日	測定値	下水排水基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			基準値	定量下限値		
			1 カドミウム及びその化合物	-		
2 シアン化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	"
3 有機燐化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	"
4 鉛及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
5 六価クロム化合物	-	-	0.5mg/L以下	-	-	"
6 砒素及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	-	0.005mg/L以下	-	-	"
8 アルキル水銀化合物	-	-	検出されないこと	-	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	0.003mg/L以下	-	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	0.3mg/L以下	-	-	"
11 テトラクロロエチレン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	0.2mg/L以下	-	-	"
13 四塩化炭素	-	-	0.02mg/L以下	-	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	0.04mg/L以下	-	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	1mg/L以下	-	-	"
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	0.4mg/L以下	-	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	3mg/L以下	-	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	0.06mg/L以下	-	-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	0.02mg/L以下	-	-	"
20 チウラム	-	-	0.06mg/L以下	-	-	"
21 シマジン	-	-	0.03mg/L以下	-	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	0.2mg/L以下	-	-	"
23 ベンゼン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
24 セレン及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
25 ほう素及びその化合物	-	-	10mg/L以下	-	-	"
26 ふっ素及びその化合物	-	-	8mg/L以下	-	-	"
27 1,4-ジオキサン	-	-	0.5mg/L以下	-	-	"
28 フェノール類	-	-	5mg/L以下	-	-	"
29 銅及びその化合物	-	-	3mg/L以下	-	-	"
30 亜鉛及びその化合物	-	-	2mg/L以下	-	-	"
31 鉄及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	"
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	"
33 クロム及びその化合物(溶解性)	-	-	2mg/L以下	-	-	"
34 水素イオン濃度	令和元年9月12日	7.1	5以上9以下	-	令和元年9月24日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	令和元年9月12日	2.0	5日間の600mg/L未満	0.5	令和元年9月24日	"
36 浮遊物質(SS)	令和元年9月12日	定量下限値未満	600mg/L未満	1	令和元年9月24日	"
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	-	-	5mg/L以下	-	-	年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	-	-	60mg/L以下	-	-	"
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

4 施設の点検

項目	点検日	点検箇所	異常の有無
擁壁等	令和元年9月25日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	令和元年9月25日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	令和元年9月25日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	令和元年9月25日	浸出水調整槽	無
	令和元年9月25日	処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

5 ダイオキシン類の測定

項目	採取年月日	測定結果			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		最終処分場					
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)		水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度	
ダイオキシン類濃度	—	—		10pg-TEQ/L以下	—	年1回	
措置の必要性	—						

6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回

福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:令和元年11月30日)

(追記日:令和 年 月 日)

福岡都市圏南部環境事業組合

1 処分した廃棄物 (令和元年10月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	107 台
重量	1,017.83 t

2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定結果			地下水等適合基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
		採取場所			基準値	定量下限値		
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)				
1 塩化物イオン	令和元年10月9日	58	26	10	-	0.1	令和元年10月23日	月1回
2 アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回
3 総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	"
4 カドミウム	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.0003	-	"
5 鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
6 六価クロム	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
7 砒素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
8 全シアン	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	"
11 テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
13 四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.01	-	"
16 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
20 チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
21 シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
23 ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.002	-	"
24 セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
25 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
26 クロロエチレン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
措置の必要性	なし							

3 放流水の水質

浸出水処理設備

・採取場所 総合放流槽

・放流先 大野城市公共下水道

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採水年月日	測定値	下水排水基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			基準値	定量下限値		
			1 カドミウム及びその化合物	-		
2 シアン化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	"
3 有機燐化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	"
4 鉛及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
5 六価クロム化合物	-	-	0.5mg/L以下	-	-	"
6 砒素及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	-	0.005mg/L以下	-	-	"
8 アルキル水銀化合物	-	-	検出されないこと	-	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	0.003mg/L以下	-	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	0.3mg/L以下	-	-	"
11 テトラクロロエチレン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	0.2mg/L以下	-	-	"
13 四塩化炭素	-	-	0.02mg/L以下	-	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	0.04mg/L以下	-	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	1mg/L以下	-	-	"
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	0.4mg/L以下	-	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	3mg/L以下	-	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	0.06mg/L以下	-	-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	0.02mg/L以下	-	-	"
20 チウラム	-	-	0.06mg/L以下	-	-	"
21 シマジン	-	-	0.03mg/L以下	-	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	0.2mg/L以下	-	-	"
23 ベンゼン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
24 セレン及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
25 ほう素及びその化合物	-	-	10mg/L以下	-	-	"
26 ふっ素及びその化合物	-	-	8mg/L以下	-	-	"
27 1,4-ジオキサン	-	-	0.5mg/L以下	-	-	"
28 フェノール類	-	-	5mg/L以下	-	-	"
29 銅及びその化合物	-	-	3mg/L以下	-	-	"
30 亜鉛及びその化合物	-	-	2mg/L以下	-	-	"
31 鉄及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	"
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	"
33 クロム及びその化合物(溶解性)	-	-	2mg/L以下	-	-	"
34 水素イオン濃度	令和元年10月16日	7.3	5以上9以下	-	令和元年10月28日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	令和元年10月16日	3.5	5日間の600mg/L未満	0.5	令和元年10月28日	"
36 浮遊物質(SS)	令和元年10月16日	定量下限値未満	600mg/L未満	1	令和元年10月28日	"
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	-	-	5mg/L以下	-	-	年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	-	-	60mg/L以下	-	-	"
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

4 施設の点検

項目	点検日	点検箇所	異常の有無
擁壁等	令和元年10月25日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	令和元年10月25日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	令和元年10月25日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	令和元年10月25日	浸出水調整槽	無
	令和元年10月25日	処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

5 ダイオキシン類の測定

項目	採取年月日	測定結果			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		最終処分場					
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)		水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度	
ダイオキシン類濃度	—	—		10pg-TEQ/L以下	—	年1回	
措置の必要性	—						

6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回

福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:令和元年12月31日)

(追記日:令和 年 月 日)
福岡都市圏南部環境事業組合

1 処分した廃棄物 (令和元年11月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	112 台
重量	1,061.10 t

2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定結果					測定結果の得られた年月日	測定頻度
		採取場所			地下水等適合基準			
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値		
1 塩化物イオン	令和元年11月14日	58	16	7.5	-	0.1	令和元年11月25日	月1回
2 アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回
3 総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	"
4 カドミウム	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.0003	-	"
5 鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
6 六価クロム	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
7 砒素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
8 全シアン	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	"
11 テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
13 四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.01	-	"
16 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
20 チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
21 シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
23 ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.002	-	"
24 セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
25 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
26 クロロエチレン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
措置の必要性	なし							

3 放流水の水質

浸出水処理設備

・採取場所 総合放流槽

・放流先 大野城市公共下水道

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採水年月日	測定値	下水排水基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			基準値	定量下限値		
			1 カドミウム及びその化合物	-		
2 シアン化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	"
3 有機燐化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	"
4 鉛及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
5 六価クロム化合物	-	-	0.5mg/L以下	-	-	"
6 砒素及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	-	0.005mg/L以下	-	-	"
8 アルキル水銀化合物	-	-	検出されないこと	-	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	0.003mg/L以下	-	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	0.3mg/L以下	-	-	"
11 テトラクロロエチレン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	0.2mg/L以下	-	-	"
13 四塩化炭素	-	-	0.02mg/L以下	-	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	0.04mg/L以下	-	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	1mg/L以下	-	-	"
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	0.4mg/L以下	-	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	3mg/L以下	-	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	0.06mg/L以下	-	-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	0.02mg/L以下	-	-	"
20 チウラム	-	-	0.06mg/L以下	-	-	"
21 シマジン	-	-	0.03mg/L以下	-	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	0.2mg/L以下	-	-	"
23 ベンゼン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
24 セレン及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
25 ほう素及びその化合物	-	-	10mg/L以下	-	-	"
26 ふっ素及びその化合物	-	-	8mg/L以下	-	-	"
27 1,4-ジオキサン	-	-	0.5mg/L以下	-	-	"
28 フェノール類	-	-	5mg/L以下	-	-	"
29 銅及びその化合物	-	-	3mg/L以下	-	-	"
30 亜鉛及びその化合物	-	-	2mg/L以下	-	-	"
31 鉄及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	"
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	"
33 クロム及びその化合物(溶解性)	-	-	2mg/L以下	-	-	"
34 水素イオン濃度	令和元年11月14日	7.0	5以上9以下	-	令和元年11月26日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	令和元年11月14日	1.5	5日間の600mg/L未満	0.5	令和元年11月26日	"
36 浮遊物質(SS)	令和元年11月14日	1	600mg/L未満	1	令和元年11月26日	"
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	-	-	5mg/L以下	-	-	年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	-	-	60mg/L以下	-	-	"
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

4 施設の点検

項目	点検日	点検箇所	異常の有無
擁壁等	令和元年11月28日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	令和元年11月28日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	令和元年11月28日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	令和元年11月28日	浸出水調整槽	無
	令和元年11月28日	処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

5 ダイオキシン類の測定

項目	採取年月日	測定結果			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		最終処分場 上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)		水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度	
ダイオキシン類濃度	—	—		10pg-TEQ/L以下	—	年1回	
措置の必要性	—						

6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回

福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:令和2年1月31日)

(追記日:令和 年 月 日)
福岡都市圏南部環境事業組合

1 処分した廃棄物 (令和元年12月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	110 台
重量	1,041.07 t

2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定結果				地下水等適合基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
		採取場所		基準値	定量下限値				
		上流(No.1)	下流(No.2)			下流(No.3)			
1 塩化物イオン	令和元年12月11日	58	16	7.9	-	0.1	令和元年12月25日	月1回	
2 アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回	
3 総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	"	
4 カドミウム	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.0003	-	"	
5 鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"	
6 六価クロム	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"	
7 砒素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"	
8 全シアン	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	"	
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	"	
10 トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	"	
11 テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"	
12 ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"	
13 四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"	
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	"	
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.01	-	"	
16 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	"	
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	"	
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"	
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"	
20 チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"	
21 シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	"	
22 チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"	
23 ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.002	-	"	
24 セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"	
25 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"	
26 クロロエチレン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"	
措置の必要性	なし								

3 放流水の水質

浸出水処理設備

・採取場所 総合放流槽

・放流先 大野城市公共下水道

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採水年月日	測定値	下水排水基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			基準値	定量下限値		
			1 カドミウム及びその化合物	令和元年12月12日		
2 シアン化合物	令和元年12月12日	0.1未満	1mg/L以下	令和2年1月6日	"	
3 有機燐化合物	令和元年12月12日	0.1未満	1mg/L以下	令和2年1月6日	"	
4 鉛及びその化合物	令和元年12月12日	0.01未満	0.1mg/L以下	令和2年1月6日	"	
5 六価クロム化合物	令和元年12月12日	0.05未満	0.5mg/L以下	令和2年1月6日	"	
6 砒素及びその化合物	令和元年12月12日	0.01未満	0.1mg/L以下	令和2年1月6日	"	
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	令和元年12月12日	0.0005未満	0.005mg/L以下	令和2年1月6日	"	
8 アルキル水銀化合物	令和元年12月12日	0.0005未満	検出されないこと	令和2年1月6日	"	
9 ポリ塩化ビフェニル	令和元年12月12日	0.0005未満	0.003mg/L以下	令和2年1月6日	"	
10 トリクロロエチレン	令和元年12月12日	0.01未満	0.3mg/L以下	令和2年1月6日	"	
11 テトラクロロエチレン	令和元年12月12日	0.01未満	0.1mg/L以下	令和2年1月6日	"	
12 ジクロロメタン	令和元年12月12日	0.02未満	0.2mg/L以下	令和2年1月6日	"	
13 四塩化炭素	令和元年12月12日	0.002未満	0.02mg/L以下	令和2年1月6日	"	
14 1,2-ジクロロエタン	令和元年12月12日	0.004未満	0.04mg/L以下	令和2年1月6日	"	
15 1,1-ジクロロエチレン	令和元年12月12日	0.1未満	1mg/L以下	令和2年1月6日	"	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	令和元年12月12日	0.04未満	0.4mg/L以下	令和2年1月6日	"	
17 1,1,1-トリクロロエタン	令和元年12月12日	0.3未満	3mg/L以下	令和2年1月6日	"	
18 1,1,2-トリクロロエタン	令和元年12月12日	0.006未満	0.06mg/L以下	令和2年1月6日	"	
19 1,3-ジクロロプロペン	令和元年12月12日	0.002未満	0.02mg/L以下	令和2年1月6日	"	
20 チウラム	令和元年12月12日	0.006未満	0.06mg/L以下	令和2年1月6日	"	
21 シマジン	令和元年12月12日	0.003未満	0.03mg/L以下	令和2年1月6日	"	
22 チオベンカルブ	令和元年12月12日	0.02未満	0.2mg/L以下	令和2年1月6日	"	
23 ベンゼン	令和元年12月12日	0.01未満	0.1mg/L以下	令和2年1月6日	"	
24 セレン及びその化合物	令和元年12月12日	0.01未満	0.1mg/L以下	令和2年1月6日	"	
25 ほう素及びその化合物	令和元年12月12日	1未満	10mg/L以下	令和2年1月6日	"	
26 ふっ素及びその化合物	令和元年12月12日	0.8未満	8mg/L以下	令和2年1月6日	"	
27 1,4-ジオキサン	令和元年12月12日	0.05未満	0.5mg/L以下	令和2年1月6日	"	
28 フェノール類	令和元年12月12日	0.5未満	5mg/L以下	令和2年1月6日	"	
29 銅及びその化合物	令和元年12月12日	0.3未満	3mg/L以下	令和2年1月6日	"	
30 亜鉛及びその化合物	令和元年12月12日	0.2未満	2mg/L以下	令和2年1月6日	"	
31 鉄及びその化合物(溶解性)	令和元年12月12日	0.5未満	10mg/L以下	令和2年1月6日	"	
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	令和元年12月12日	0.5未満	10mg/L以下	令和2年1月6日	"	
33 クロム及びその化合物(溶解性)	令和元年12月12日	0.2未満	2mg/L以下	令和2年1月6日	"	
34 水素イオン濃度	令和元年12月12日	7.1	5以上9以下	-	令和2年1月6日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	令和元年12月12日	1.5	5日間の600mg/L未満	0.5	令和2年1月6日	"
36 浮遊物質(SS)	令和元年12月12日	1	600mg/L未満	1	令和2年1月6日	"
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	令和元年12月12日	1未満	5mg/L以下	-	令和2年1月6日	年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	令和元年12月12日	1未満	60mg/L以下	-	令和2年1月6日	"
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

4 施設の点検

項目	点検日	点検箇所	異常の有無
擁壁等	令和元年12月24日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	令和元年12月24日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	令和元年12月24日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	令和元年12月24日	浸出水調整槽	無
	令和元年12月24日	処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

5 ダイオキシン類の測定

測定結果							
項目	採取年月日	最終処分場			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)		水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度	
ダイオキシン類濃度	令和元年12月12日	0 pg-TEQ/L		10pg-TEQ/L以下	令和2年1月9日	年1回	
措置の必要性	—						

6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回

福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:令和2年2月29日)

(追記日:令和 年 月 日)
福岡都市圏南部環境事業組合

1 処分した廃棄物 (令和2年1月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	53 台
重量	501.22 t

2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定結果			地下水等適合基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
		採取場所			基準値	定量下限値		
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)				
1 塩化物イオン	令和2年1月15日	60	18	8.2	-	0.1	令和2年1月28日	月1回
2 アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回
3 総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	"
4 カドミウム	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.0003	-	"
5 鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
6 六価クロム	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
7 砒素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
8 全シアン	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	"
11 テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
13 四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.01	-	"
16 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
20 チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
21 シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
23 ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.002	-	"
24 セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
25 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
26 クロロエチレン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
措置の必要性	なし							

3 放流水の水質

浸出水処理設備

・採取場所 総合放流槽

・放流先 大野城市公共下水道

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採水年月日	測定値	下水排水基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			基準値	定量下限値		
			1 カドミウム及びその化合物	-		
2 シアン化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	"
3 有機燐化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	"
4 鉛及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
5 六価クロム化合物	-	-	0.5mg/L以下	-	-	"
6 砒素及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	-	0.005mg/L以下	-	-	"
8 アルキル水銀化合物	-	-	検出されないこと	-	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	0.003mg/L以下	-	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	0.3mg/L以下	-	-	"
11 テトラクロロエチレン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	0.2mg/L以下	-	-	"
13 四塩化炭素	-	-	0.02mg/L以下	-	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	0.04mg/L以下	-	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	1mg/L以下	-	-	"
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	0.4mg/L以下	-	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	3mg/L以下	-	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	0.06mg/L以下	-	-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	0.02mg/L以下	-	-	"
20 チウラム	-	-	0.06mg/L以下	-	-	"
21 シマジン	-	-	0.03mg/L以下	-	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	0.2mg/L以下	-	-	"
23 ベンゼン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
24 セレン及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
25 ほう素及びその化合物	-	-	10mg/L以下	-	-	"
26 ふっ素及びその化合物	-	-	8mg/L以下	-	-	"
27 1,4-ジオキサン	-	-	0.5mg/L以下	-	-	"
28 フェノール類	-	-	5mg/L以下	-	-	"
29 銅及びその化合物	-	-	3mg/L以下	-	-	"
30 亜鉛及びその化合物	-	-	2mg/L以下	-	-	"
31 鉄及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	"
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	"
33 クロム及びその化合物(溶解性)	-	-	2mg/L以下	-	-	"
34 水素イオン濃度	令和2年1月10日	7.0	5以上9以下	-	令和2年1月16日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	令和2年1月10日	0.6	5日間の600mg/L未満	0.5	令和2年1月16日	"
36 浮遊物質(SS)	令和2年1月10日	1	600mg/L未満	1	令和2年1月16日	"
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	-	-	5mg/L以下	-	-	年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	-	-	60mg/L以下	-	-	"
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

4 施設の点検

項目	点検日	点検箇所	異常の有無
擁壁等	令和2年1月30日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	令和2年1月30日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	令和2年1月30日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	令和2年1月30日	浸出水調整槽	無
	令和2年1月30日	処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

5 ダイオキシン類の測定

測定結果							
項目	採取年月日	最終処分場			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)		水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度	
ダイオキシン類濃度	—	—		10pg-TEQ/L以下	—	年1回	
措置の必要性	—						

6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回

福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:令和2年3月31日)

(追記日:令和 年 月 日)
福岡都市圏南部環境事業組合

1 処分した廃棄物 (令和2年2月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	95 台
重量	898.45 t

2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定結果			地下水等適合基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
		採取場所			基準値	定量下限値		
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)				
1 塩化物イオン	令和2年2月3日	53	17	7.1	-	0.1	令和2年2月17日	月1回
2 アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回
3 総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	"
4 カドミウム	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.0003	-	"
5 鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
6 六価クロム	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
7 砒素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
8 全シアン	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	"
11 テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
13 四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.01	-	"
16 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
20 チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
21 シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
23 ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.002	-	"
24 セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
25 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
26 クロロエチレン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
措置の必要性	なし							

3 放流水の水質

浸出水処理設備

・採取場所 総合放流槽

・放流先 大野城市公共下水道

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採水年月日	測定値	下水排水基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			基準値	定量下限値		
			1 カドミウム及びその化合物	-		
2 シアン化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	"
3 有機燐化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	"
4 鉛及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
5 六価クロム化合物	-	-	0.5mg/L以下	-	-	"
6 砒素及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	-	0.005mg/L以下	-	-	"
8 アルキル水銀化合物	-	-	検出されないこと	-	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	0.003mg/L以下	-	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	0.3mg/L以下	-	-	"
11 テトラクロロエチレン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	0.2mg/L以下	-	-	"
13 四塩化炭素	-	-	0.02mg/L以下	-	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	0.04mg/L以下	-	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	1mg/L以下	-	-	"
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	0.4mg/L以下	-	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	3mg/L以下	-	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	0.06mg/L以下	-	-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	0.02mg/L以下	-	-	"
20 チウラム	-	-	0.06mg/L以下	-	-	"
21 シマジン	-	-	0.03mg/L以下	-	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	0.2mg/L以下	-	-	"
23 ベンゼン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
24 セレン及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
25 ほう素及びその化合物	-	-	10mg/L以下	-	-	"
26 ふっ素及びその化合物	-	-	8mg/L以下	-	-	"
27 1,4-ジオキサン	-	-	0.5mg/L以下	-	-	"
28 フェノール類	-	-	5mg/L以下	-	-	"
29 銅及びその化合物	-	-	3mg/L以下	-	-	"
30 亜鉛及びその化合物	-	-	2mg/L以下	-	-	"
31 鉄及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	"
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	"
33 クロム及びその化合物(溶解性)	-	-	2mg/L以下	-	-	"
34 水素イオン濃度	令和2年2月13日	7.0	5以上9以下	-	令和2年2月21日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	令和2年2月13日	1.0	5日間の600mg/L未満	0.5	令和2年2月21日	"
36 浮遊物質(SS)	令和2年2月13日	定量下限値未満	600mg/L未満	1	令和2年2月21日	"
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	-	-	5mg/L以下	-	-	年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	-	-	60mg/L以下	-	-	"
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

4 施設の点検

項目	点検日	点検箇所	異常の有無
擁壁等	令和2年2月26日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	令和2年2月26日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	令和2年2月26日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	令和2年2月26日	浸出水調整槽	無
	令和2年2月26日	処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

5 ダイオキシン類の測定

測定結果							
項目	採取年月日	最終処分場			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)		水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度	
ダイオキシン類濃度	—	—		10pg-TEQ/L以下	—	年1回	
措置の必要性	—						

6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回

福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:令和2年4月30日)

(追記日:令和 年 月 日)
福岡都市圏南部環境事業組合

1 処分した廃棄物 (令和2年3月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	122 台
重量	1,157.20 t

2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定結果			地下水等適合基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
		採取場所			基準値	定量下限値		
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)				
1 塩化物イオン	令和2年3月2日	59	18	7.2	-	0.1	令和2年3月11日	月1回
2 アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回
3 総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	"
4 カドミウム	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.0003	-	"
5 鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
6 六価クロム	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
7 砒素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
8 全シアン	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	"
11 テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
13 四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.01	-	"
16 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
20 チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
21 シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
23 ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.002	-	"
24 セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
25 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
26 クロロエチレン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
措置の必要性	なし							

3 放流水の水質

浸出水処理設備

・採取場所 総合放流槽

・放流先 大野城市公共下水道

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採水年月日	測定値	下水排水基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			基準値	定量下限値		
			1 カドミウム及びその化合物	-		
2 シアン化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	"
3 有機燐化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	"
4 鉛及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
5 六価クロム化合物	-	-	0.5mg/L以下	-	-	"
6 砒素及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	-	0.005mg/L以下	-	-	"
8 アルキル水銀化合物	-	-	検出されないこと	-	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	0.003mg/L以下	-	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	0.3mg/L以下	-	-	"
11 テトラクロロエチレン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	0.2mg/L以下	-	-	"
13 四塩化炭素	-	-	0.02mg/L以下	-	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	0.04mg/L以下	-	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	1mg/L以下	-	-	"
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	0.4mg/L以下	-	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	3mg/L以下	-	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	0.06mg/L以下	-	-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	0.02mg/L以下	-	-	"
20 チウラム	-	-	0.06mg/L以下	-	-	"
21 シマジン	-	-	0.03mg/L以下	-	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	0.2mg/L以下	-	-	"
23 ベンゼン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
24 セレン及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
25 ほう素及びその化合物	-	-	10mg/L以下	-	-	"
26 ふっ素及びその化合物	-	-	8mg/L以下	-	-	"
27 1,4-ジオキサン	-	-	0.5mg/L以下	-	-	"
28 フェノール類	-	-	5mg/L以下	-	-	"
29 銅及びその化合物	-	-	3mg/L以下	-	-	"
30 亜鉛及びその化合物	-	-	2mg/L以下	-	-	"
31 鉄及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	"
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	"
33 クロム及びその化合物(溶解性)	-	-	2mg/L以下	-	-	"
34 水素イオン濃度	令和2年3月12日	7.2	5以上9以下	-	令和2年3月19日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	令和2年3月12日	2.0	5日間の600mg/L未満	0.5	令和2年3月19日	"
36 浮遊物質(SS)	令和2年3月12日	定量下限値未満	600mg/L未満	1	令和2年3月19日	"
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	-	-	5mg/L以下	-	-	年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	-	-	60mg/L以下	-	-	"
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

4 施設の点検

項目	点検日	点検箇所	異常の有無
擁壁等	令和2年3月27日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	令和2年3月27日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	令和2年3月27日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	令和2年3月27日	浸出水調整槽	無
	令和2年3月27日	処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

5 ダイオキシン類の測定

測定結果							
項目	採取年月日	最終処分場			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)		水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度	
ダイオキシン類濃度	—	—		10pg-TEQ/L以下	—	年1回	
措置の必要性	—						

6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回